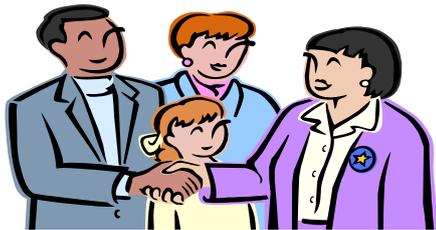


# 平成26年度 地域力を育むモデル事業



## 活動団体 募集要項



企画部市民協働課

TEL0470-33-1005

## 1. 事業の趣旨

南房総市は、市民がそれぞれの夢を大切に育み、未来を構築していくため、人・自然・産業・歴史などをひとつに合わせ、魅力あるまちづくりを進めています。この魅力あるまちづくりのためには、市民と行政の相互の信頼関係に基づいた協働が必要になるものと考えられます。このため、平成21年3月に南房総市協働のまちづくり推進指針を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。

この協働のまちづくりを進めるためには、NPOや地域で活動している団体など、様々な主体と行政が、共に知恵と技術を出し合いながら取り組んでいくことが、これまで以上に求められています。そこで、地域力を育むモデル事業の実施により、市民と行政の相互理解に基づくモデル的な課題解決活動を推進することで、市民と行政の協働による公益サービスの実施を目指します。

## 2. 事業の概要

当該事業は、市が提示するテーマ（課題）に対し、市民活動団体等から事業の提案（企画）を募り、課題解決に向け効果的な提案をした市民活動団体等と市が事業内容、お互いの役割分担等について話し合い、その結果を『協定書』・『仕様書』等に定めた後、事業を実施します。事業の実施に係る経費は、交付金として助成します。

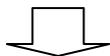
## 3. 活動団体を募集するテーマ（課題）

No.	テーマ (課題解決の方針・目的)	担当課及び問合せ先 (提案書の提出先)	提案書 提出期限	掲載 ページ
1	若者の交流による地域活性化事業	担当課:企画政策課 担当:御子神、中村 TEL:33-1001	平成26年 6月30日(月) 17時	6、7 ページ
2	新規就農者の育成支援モデル事業	担当課:地域資源再生課 担当:石野 TEL:33-1073	平成26年 6月30日(月) 17時	8、9 ページ
3	広報資料を活用した人づくり・ 地域づくり推進事業	担当課:秘書広報課 担当:永井 TEL:33-1002 担当課:観光プロモーション課 担当:生稲 TEL:33-1091	平成26年 6月30日(月) 17時	10、11 ページ

※テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）、事業に対する条件（事業の対象範囲・事業イメージ・提案できる団体の要件）、事業期間、交付対象経費、交付金助成限度額は、テーマごとに異なります。掲載ページを必ずご確認ください。

#### 4. 事業の進め方

**事業の検討**・・・テーマ（課題）に対する考え方をよく読み、事業の実施方法・スケジュールを検討し、提案書の案を作成します。



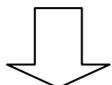
**担当課との事前協議**・・・作成した提案書（案）を基に、テーマ（課題）の担当課とお互いの役割分担等について話し合いを行います。



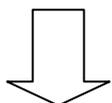
**提案書の提出**・・・話し合いが成立したら、提案書をテーマ（課題）の担当課に提出します。※提出期限は6月30日（月）です。



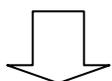
**提案の発表**・・・審査委員会に参加し、提案の内容を発表します。※審査会は7月8日（火）13：30～開催予定です。



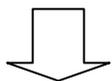
**担当課との最終協議**・・・審査委員会で採択された事業は、審査委員会での意見等を踏まえ事業実施に係る最終協議を実施し、担当課は協定書及び仕様書を作成します。



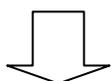
**協定書の締結**・・・最終協議の内容を基に、協定書を締結。市から交付金交付決定通知書が交付されます。



**事業の実施**・・・協定書及び仕様書に基づき、テーマ（課題）の担当課と協力して事業を実施してください。



**実績報告**・・・事業終了後は、事業実施内容を報告書にまとめ、市へ提出してください。



**交付額の確定**・・・報告書の内容により交付金額を確定。（確定通知の送付。）その後、市から交付金を指定の口座に振り込みます。

#### 5. 交付金の額

地域力を育むモデル事業は、次の①と②を比べて低いほうの額が交付金として交付されます。

- ① 補助の対象となる経費の10分の10以内の額
- ② テーマ（課題）ごとに市長が定める額

※事業が採択された場合、実績報告時に領収書又はレシートの写しを提出していただきますので、支出された際には必ず領収書などをもらい、事業報告時まで保管してください。ただし対象となるのは、交付金交付決定後に支出した経費となります。

## 6. 概算払いについて

地域力を育むモデル事業は、交付金の交付決定額を概算払いすることができます。  
※概算払いの方法等については、市民協働課までお問い合わせください。

## 7. 審査

副市長、企画部長、各課長等で構成する審査委員会で審査を行います。審査委員会は審査結果を市長に報告し、市長は予算の範囲内で交付対象事業を決定します。

事業提案を行う市民活動団体等は、テーマ（課題）の担当課と共に、審査委員会に参加し、提案の内容を10分以内で発表、その後質疑となります。

発表時間は提案数に応じて短くなる場合があります。詳細は後日お知らせします。

※審査会を欠席した場合は、辞退したことと見なします。

日程 平成26年7月8日（火）13時30分～

場所 南房総市役所 別館1 第4会議室 を予定しています。

## 8. 審査基準

審査基準は以下の内容を予定しています。

### ①事業の公益性

- ・課題を的確に把握し、その課題解決に向けた事業であるか。

### ②事業収支の適正性

- ・予算の見積は適正か。費用対効果が評価できるか。

### ③事業の有効性

- ・時代の要求、社会状況、市民ニーズなどを適正に捉えているか。
- ・事業の対象者は幅広く設定されているか。

### ④事業の実現性

- ・提案団体は、提案事業の基礎となる活動実績があるか。
- ・事業を遂行できるだけの信頼性があるか。

### ⑤協働事業としての効果

- ・提案団体と市との役割分担が明確かつ、妥当であるか。
- ・市と市民活動団体の目指す目標が一致し、協働して行うことで具体的な効果を期待できるか。                    など

## 9. 募集要項と提案書の配布

募集要項と提案書は下記の場所で配布します。

- ・南房総市企画部市民協働課

〒299-2492 南房総市富浦町青木 28 番地 南房総市役所 別館 1

TEL 0470-33-1005 FAX 0470-20-4598

E-mail [kyodo@city.minamiboso.chiba.jp](mailto:kyodo@city.minamiboso.chiba.jp)

- ・南房総市役所ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>

## 10. その他留意事項

### ① 提案書の書き方

- ・応募要項をよく読み、所定の提案用紙にご記入ください。
- ・手書きで提出する場合は、黒のペン又はボールペンで記入してください。  
※提案書提出前の事前協議の際は、鉛筆等の下書きのものでも構いません。

### ② 事業について

- ・この事業は、事業の実施状況等を勘案し、毎年、見直しを行いますので、ご了承ください。毎年度、募集するテーマ（課題）は異なることが想定されます。

### ③ 地域力を育むモデル事業の制度に関する問い合わせ

南房総市企画部市民協働課【TEL 0470-33-1005 担当：佐藤】

募集No. 1

## 若者の交流による地域活性化事業

担当課：企画政策課 担当：御子神・中村 TEL：33-1001

提案書提出期限：平成26年6月30日（月） 17時まで

審査会（予定日）：平成26年7月8日（火） 13時30分から

### ■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

#### （1）現状

南房総市は、首都圏から高速バスで1時間半ほどの地理的条件のもと、地域の特色ある資源を活かした第1次産業に加え、観光業も発展してきましたが、産業構造の変化や余暇ニーズの多様化による農業・漁業・観光業の低迷により、就業場所が減少したことで、若年層の地域外流出等による人口の減少、少子高齢化に歯止めがかからない状況です。特に少子高齢化は顕著で、地域を支える若い世代が年々減少しています。

そのため、市では企業誘致や起業家への支援といった経済施策、空き家バンク制度や住宅取得奨励金交付制度の創設といった移住定住促進施策を実施し、まちづくりの重点項目としています。

#### （2）課題と目的

このような中、地域力のひとつである「人」、特に将来の地域を担う若年層の減少が続くことは、住人だけでなく、南房総を訪れる人にとっても淋しく、魅力の薄らいだ地域として映ってしまうことでしょう。それが、取りも直さず地域力の減退に繋がり、最終的には地域経営が成り立たなくなることも考えられます。

そこで、若年層の地域外流出を食い止め、かつ都市部からの人材を確保する取り組みの実施により、交流人口の増加による地域の活性化を目指します。さらに、地域住民がアイデアを出し合うことで、地域への誇りや愛着が湧き、今後の人口流出が減少することも見込まれます。将来的には移住定住人口の増加を目標に、右肩下がりである人口減少の歯止めへの一助となることを目指します。

### ■事業に対する条件

#### （1）対象範囲等

南房総市内で行われる、主に若年層の地域住民と都市住民との交流を主たる目的とした活動。事業実施の際は、下記の（2）事業イメージ及び（3）団体の要件を満たしていることとする。

#### （2）事業イメージ

- ①若年層を主な対象とした交流事業の企画であること。
- ②地域の団体（農業団体・商工団体・観光団体等）と連携し、地域の活性化に寄与する企画であること。
- ③移住定住人口増を目標とした、交流人口の増加を目指す企画であること。
- ④同一の活動において、過去においても、他の補助金や委託料などを受けていないこと。
- ⑤個人や会社の営利目的でないこと。

(3) 団体の要件

次の①・②に示す要件を満たす団体。

- ① 主たる活動の場が市内にあり、代表者及び運営の方法が、会則その他それに準ずるもので定めのある団体。
- ② 構成員が5人以上で、その過半数が市内に在住、在勤又は在学している者である団体。

■事業期間

交付決定の日から平成27年3月15日までに完了する事業

■交付対象経費

上記事業イメージにより実施する事業のために必要な以下の経費を対象とする。

- ・ 消耗品費
- ・ 燃料費
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 印刷製本費
- ・ 原材料費
- ・ 通信運搬費
- ・ 保険料

■交付金交付（助成）限度額

概算事業費 500,000円

募集No. 2

## 新規就農者の育成支援モデル事業

担当課：地域資源再生課 担当：石野 TEL：33-1073

提案書提出期限：平成26年6月30日（月） 17時まで

審査会（予定日）：平成26年7月8日（火） 13時30分から

### ■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

#### （1）現状

市内の農業従事者数（販売農家）は、平成12年の11,688人から、平成22年では5,770人となっており、10年間で約6,000人の農業者が農産物の販売（50万円以上）をやめています。また、農業者従事者の81%が50歳以上の年齢層が占めています。それに伴う耕作放棄地は76,239aとなり東京ドーム163個分もの面積となっています。

#### （2）課題と目的

南房総市での就農に関する相談は、年間15件以上あり年々増加しています。また、実際に就農される方は、年間7・8名程度います。新規就農者への支援については、国、県及び市が相談から資金面での支援を実施しているところです。

しかし、農業に関心を持つ方は増え就農相談数も増えていますが、就農に向けた目標、知識、技術などを全く持っていない方も多く見受けられるとともに、農地取得（所有権の移転等）の法律手続きが壁となり就農に結びつかない方も少なくありません。

そこで、農業の理解増進と就農への道筋を伝えるとともに、基本的な知識・技術の習得の場の提供と教授及び就農者から相談をうける地域農家のネットワーク化を図り、円滑に新規就農者を育成かつ定着させる仕組みの構築を目指します。

### ■事業に対する条件

#### （1）対象範囲等

南房総市内・市外問わず農業に関心を持つ方を対象として、各種講座やイベントを計5回以上実施する。（対象者の選定は市と協議して決定すること。農業技術の実践講座については、市内で行うものを対象とする。）

実施の際は、（2）事業イメージに示す企画を複数盛り込んだ内容のものを実施することとする。

#### （2）事業イメージ

- ① 就農までの道筋、農業経営及び地域との関わり方などの講座。
- ② 農作業の基礎知識や技術習得の実践講座。
- ③ 都市部での地域農産物の販売イベント。
- ④ 地域内での交流イベント（農作業又は農産物販売を含む）。
- ⑤ 新規就農者を支援する農業者のネットワーク化。

### (3) 団体の要件

次の①・②に示す要件を満たす団体。

- ① 主たる活動の場が市内にあり、代表者及び規約の定めのある団体。
- ② 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体。

#### ■事業期間

交付決定の日から平成27年3月15日までに完了する事業

#### ■交付対象経費

上記事業イメージにより実施する事業のために必要な以下の経費を対象とする。

- ・ 講師謝礼金
- ・ 旅費
- ・ 需用費（消耗品、印刷製本、燃料、食糧）
- ・ 委託料
- ・ 借上料
- ・ 材料費（備品は除く）
- ・ 保険料
- ・ 本事業実施に係る人件費
- ・ その他必要経費（審査委員会の審査の結果、必要経費として認められた場合に交付対象経費となります）。

#### ■交付金交付（助成）限度額

概算事業費 500,000円

募集No. 3

## 広報資料を活用した人づくり・地域づくり推進事業

担当課：秘書広報課 担当：永井 TEL：33-1002

観光プロモーション課 担当：生稻 TEL：33-1091

提案書提出期限：平成26年6月30日（月） 17時まで

審査会（予定日）：平成26年7月8日（火） 13時30分から

### ■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

#### （1）現状

市の月刊広報では、合併以来「南房総市の民話」を掲載し、各地域に残る民話等を紹介することで互いの地域を知ってもらい、合併後の地域の一体感の醸成を行う役割を担ってきた。

#### （2）課題と目的

合併後9年目を迎え、民話の掲載も97話（H26.5号）となり、貴重な地域資源が蓄積され、今年度中には100話を超えることとなる。

広報紙は、市の取組みをわかりやすく市民に伝えるコミュニケーションツールであり、市民活動を誘発する役割も担っている。

このため、地域資源である民話を人材育成や地域づくり、或いは地域間交流事業等のアイテムとして活用してもらうことで、地域団体やNPO等の活動の幅を広げてもらい、その活動効果を市民に広げてもらうことにより、郷土を愛する心や地域を誇りに思う心を醸成し、また、交流人口の増加等、魅力ある人づくり、活力のある地域づくりへと結んでいくことを目的とする。

### ■事業に対する条件

#### （1）対象範囲等

「南房総市の民話」を活用するため、関係者と連携しながら、市域全体の題材を資料や教材として利用していくこととする。

事業実施の際は、（2）事業イメージに示す①から⑤までの全ての要件を満たした内容のものを実施することとする。

#### （2）事業イメージ

- ① 地域資源の保存や伝承としての事業
- ② 資料や教材としてまとめていく事業
- ③ 資源の掘りおこしや気付きを起こす事業
- ④ 一体感の醸成や地域への誇りを起こさせる事業
- ⑤ 地域間や世代間の交流を図ることのできる事業

### (3) 団体の要件

次の①・②に示す要件を満たす団体。

- ① 主たる活動の場が市内にあり、代表者及び規約の定めのある団体。
- ② 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体。

#### ■事業期間

交付決定の日から平成27年3月15日までに完了する事業

#### ■交付対象経費

上記事業イメージにより実施する事業のために必要な以下の経費を対象とする。

- ・ 消耗品費
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 印刷製本費
- ・ 謝金
- ・ 旅費（交通費）

#### ■交付金交付（助成）限度額

概算事業費 500,000円